



## Tax Alert

インドネシア

デロイト トーマツ税理士法人

2016年6月

※本ニュースレターは、英文ニュースレターの翻訳版です。  
日本語訳と原文(英文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

### インドネシア タックス・アムネ스티法

インドネシアで待望されていたタックス・アムネ스티法案がついに国会で可決された。課税対象となる資産を隠しているインドネシア居住者が租税特赦を受ける良い機会となる。

インドネシアのタックス・アムネ스티の主な特徴は次の通り。

1. タックス・アムネ스티はインドネシア居住の個人又は会社の納税義務者が対象
2. タックス・アムネ스티は 2015 年 12 月 31 日までの年度が対象。つまり、納税者は過去から 2015 年 12 月 31 日までの隠し資産の報告をすることが出来る。
3. インドネシア税務当局へのタックス・アムネ스티の報告期限は 2016 年 7 月 1 日から 2017 年 3 月 31 日まで。
4. タックス・アムネ스티では純資産額を基準に下記の税率が課される。

対象資産	2016年7-9月中 に申告	2016年10-12 月中に申告	2017年1-3月中 に申告
海外の資産で、かつ国内に還流しない場合	4%	6%	10%
国内の資産あるいは、海外の資産でかつ国内に還流する場合	2%	3%	5%

小規模納税者	総資産 100 億ルピア までの申告	総資産 100 億ルピア 以上の申告
収入 48 億ルピア以下	0.5%	2%

5. 納税者は2016年7月1日から2017年3月31日までの間、インドネシア税務当局に対し3回までの申告の機会がある。
6. 現金は券面額で報告し、非現金資産は公正価値で報告する。公正価値は資産の状況を踏まえた申告者の評価にもとづく。
7. インドネシアに還流される海外の資産は、次の方法で投資されなければならない。
  - 国債
  - 政府系企業債
  - 指定銀行での金融投資
  - 金融庁管轄の社債
  - 政府系のインフラプロジェクト
  - 財務省により決定されるセクターへの投資
  - 法律にもとづくその他の投資
8. 海外の資産で国内に還流する資産は、インドネシアにおいて最低3年間投資されなければならない。また、インドネシア国内の資産は3年以上海外に移すことが出来ない。

デロイトでは個人資産のタックスプランニング、企業税務の再編成、タックス・アムネ스티の申請書の作成、法人税申告、個人所得税申告等のサポートが可能です。

#### 過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。  
[www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao](http://www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao)

#### 本件に関する問い合わせ

**Deloitte Indonesia ジャカルタ事務所**

ディレクター 杉本 浩二 [kojisugimoto@deloitte.com](mailto:kojisugimoto@deloitte.com)

シニアマネジャー 村山 大二 [damurayama@deloitte.com](mailto:damurayama@deloitte.com)

シニアマネジャー 長谷川 孝明 [thasegawa@deloitte.com](mailto:thasegawa@deloitte.com)

#### ニュースレター発行元

**デロイト トーマツ税理士法人**

**東京事務所**

〒100-8305

東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

新東京ビル5階

T e l : 03-6213-3800(代)

email: [tax.cs@tohatsu.co.jp](mailto:tax.cs@tohatsu.co.jp)

会社概要: [www.deloitte.com/jp/tax-co](http://www.deloitte.com/jp/tax-co)

## 税務サービス: [www.deloitte.com/jp/tax-services](http://www.deloitte.com/jp/tax-services)

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人および DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,500 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp))をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 220,000 名を超える人材は、“making an impact that matters”を自らの使命としています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイト トーマツ 税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

© 2016. For information, contact Deloitte Tohmatsu Tax Co.

Member of  
**Deloitte Touche Tohmatsu Limited**